食品廃棄物(生ごみ)のリサイクル

食品関連事業者(食品製造業、食品小売業、食品卸売業、飲食店などの外食産業)は、食品の売れ残りや食べ残しなどにより発生する食品廃棄物について、発生抑制・減量化や再生利用の取り組みを進めていくことが求められています。

食品関連事業者の取り組み

①まずは、発生制御・減量化に努める

- ・計画的に食材を仕入れ、調理ロスや売れ残りがないようにする。
- ・飲食店などでは、食材の水切りを行う(生ごみの大半は水分であるため)。
- ・小売店などでは、食品ロス削減について消費者へ呼びかけを行う。
- 呼びかけの例 ○買い物前に、食材をチェックし、必要な分のみ買いましょう。
 - ○期限表示を知り、適切に保存しましょう。
 - ○食材を上手に使い切り、食べきれる量を作りましょう。
 - ○外食時は、食べきれる量を注文しましょう。

②次に、再生利用する

- ・食品廃棄物リサイクル業者に依頼する。
- ・生ごみ処理機を導入して、生ごみをリサイクルする。
- (リサイクルされた堆肥などは引取先が必要です。堆肥化などの処理施設の処理能力が5トン/日以上の場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。)
- ・フードバンクへ提供する。

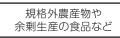
(フードバンクとは、品質に問題のない食品を寄贈し、必要としている人や施設に提供する活動です。)

〈食品リサイクルの流れ〉



〈フードバンクの流れ〉

飼料化





フードバンク



支援施設、福祉施設など





家電製品のリサイクル

対象機器



家庭用機器を事業所で使用していた場合が対象です。 業務用機器は対象外となります。

※対象機器、対象外機器の確認やリサイクル料金などは、 「一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター」にご確認ください。

一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640

http://www.rkc.aeha.or.jp

申込の流れ

※1 買い替えまたは以前購入した販売店には引き取り義務が生じます。以前購入した販売店が不明な場合には、お近くの販売店にご相談ください。 ※2 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず等の許可を有する者。 ※3 原則、家電リサイクル券は排出事業者が用意。

原則

リサイクル対象家電はお買い求めの家電 販売店に引き取り義務があります。原則 として販売店に依頼してください。⁵¹

> 家電販売に処理を 依頼する場合

販売店へ リサイクル料金と収集運搬料金 の支払い

収集

自分でメーカー 指定引取場所へ持ち込む場合

製品の型番等を調べて 郵便局でリサイクル料金の支払い

> 下記のメーカー 指定取引場所へ持込

一般廃棄物・産業廃棄物**2 処理業者へ運搬依頼する場合

運搬料金とリサイクル料金**の 支払いが必要

メーカー指定取引場所 までの運搬を依頼

西日本家電リサイクル株式会社 福岡県北九州市若松区響町1-62 **本093-752-2424** ※搬入日や時間などをご確認ください。